

令和2年第1回教育委員会定例会
(1月16日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年1月16日（木）午後2時03分から午後3時35分

○場 所 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

○日 程

日程第1 議案審議

第1号議案 東京都台東区会計年度任用講師の任用等に関する規則の制定について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 私立幼稚園入園祝い金について

(2) 学務課

イ 周年記念式典に伴う幼稚園医等に対する感謝状の贈呈について（追加分）

ウ 台東区立ことぶきこども園周年記念式典に伴う感謝状の贈呈について

エ 区立幼稚園における給食について

(3) 指導課

オ 幼稚園教員の出退勤管理について

カ 国際理解重点教育の実施について

キ 区立中学校における「部活動指導員」の配置について

(4) 生涯学習課

ク 台東区指定生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和2年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

ウ 令和元年第4回区議会定例会一般質問について

(2) 学務課

エ 令和元年度学校保健関係表彰について

3 令和2年2月の行事予定について

4 その他

午後2時03分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第1回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

また、神田委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のア、学務課のエ、指導課のオからキについては議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第1号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第1号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第1号議案、東京都台東区会計年度任用講師の任用等に関する規則の制定について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法等の改正及び会計年度任用職員制度を踏まえて定めるものでございます。

恐れ入りますが、別添資料、東京都台東区会計年度認証職員の任用等に関する規則をご覧ください。

こちらは、区長部局のほうで定めた任用職員の規則でございますが、その第1条第2項、網掛けをしているところで、会計年度任用職員のうち、教育公務員特例法に定める講師に該当する者の任用等に関して、必要な事項は別に定めるということになっております。

このため、本案により、会計年度任用講師の任用等について定めるものでございます。

会計年度任用講師に該当する者としては、現在の学力向上推進ティーチャー、あるいは幼稚園非常勤講師などでございます。各条項につきましては、見比べていただきますとお

わかりになるかと思いますが、会計年度任用職員の規定のほうと同等となっております。
施工日は令和2年4月1日としております。

本案につきましては、原案どおりご決定くださるよう、お願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 これは、新たにつくる規則になるわけでしょうか。

○指導課長 はい。新たに作成する規則でございます。

○高森委員 細かな文言全てを今見ることはできないのですが、条文の整理ですとか、そのようなことはしっかりと行って、整っている状態で今ここに提示されているという理解で宜しいでしょうか。

○指導課長 人事課、区長部局のほうで決裁されました規則とあわせて作成しております。

○高森委員 わかりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより、裁決をいたします。

第1号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、提案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 イウ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まずは協議事項を議題といたします。

学務課のイ及びウについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項イ、周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について(追加分)について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

本件は周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈についてといたしまして、9月3日の教育委員会でご了承いただいたものでございますが、式典の開催に当たりまして、当該幼稚園に改めて確認をしたところ、記載の園医等について申請が漏れていたため追加で感謝状を贈呈したいとの連絡がございました。

感謝状の贈呈理由、対象者、式典挙行日は資料に記載のとおりでございます。

続きまして、協議事項ウ、台東区立ことぶきこども園周年記念式典に伴う感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料の3をご覧ください。

項番1、贈呈理由でございます。指定管理者が運営いたします、ことぶきこども園におきまして、10周年記念式典を実施するにあたり、園の教育・保育の振興に尽くした功績に

よります。歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について、事業者より申請があったものでございます。

項番2、式典挙行日は、令和2年2月9日の日曜日でございます。被贈呈者につきましては、項番3に記載のとおりでございます。

感謝状例を資料の裏面に記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のイ、根岸幼稚園についてのご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、学務課のウについては、ご質問はございますでしょうか。

○高森委員 ことぶきこども園は、今年10周年ということですが、かつて5周年記念式典も行われたと思います。そのときはこの感謝状の贈呈は行われなかったという解釈でよろしいでしょうか。

○学務課長 おっしゃるとおり、5年のときには実施されていなかったということでございます。

○高森委員 わかりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイ及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

(4) 生涯学習課 ク

○矢下教育長 次に、生涯学習課のクについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区指定生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について、ご報告いたします。資料8をご覧ください。

平成12年3月に指定生活文化財、ガラスペン作りの技術保持者として認定いたしました、佐瀬勇氏が、令和元年7月11日にお亡くなりになりました。つきましては、文化財保護条例第10条第1項及び同施行規則第8条第3号に基づき、台東区指定生活文化財の保持者の認定解除を行うものでございます。また、生活文化財保持者として区の文化振興と発展に寄与していただいた功績により、資料の下段に記載のとおり、教育委員会名で感謝状をご遺族にお渡しする予定です。

生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について、ご承認いただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 保持者として認定されますと、この場合はガラスペンづくりの伝承と普及ということをやっていただくことになるかと思うのですが、どういったことを具体的にされるのでしょうか。

例えばセミナーとか、あるいは記録保存とかですね。つくっているところを記録として残すとか。いろいろな可能性があると思うのですが、どういうふうにご保持者の方の技を伝承・普及するという方策を取られているのか、教えていただければと思います。

○生涯学習課長 基本的には、生活指定文化財のほうに認定された方につきましては、「台東区の文化財」という冊子や、ホームページなどでその技術などを写真などと一緒に照会しているというのが、中心的な紹介の形になっております。

映像や動画の記録というのは、恒常的にやっているわけではないのですが、過去には、ケーブルテレビの番組放送においてその技術のほうを紹介した事例などもございます。そういった形での技術の承継と申しますか、ご紹介という形でやらせていただいているところではあります。

○垣内委員 もう一点。このガラスペン作りについて、この方がご逝去されたということですが、今は指定された方はいらっしゃらないのでしょうか。

○生涯学習課長 現在、ガラスペン作りとして指定されている方はいらっしゃいません。ただし、佐瀬勇さんの事業自体は、長女の方がご継承されているというお話を伺っているところです。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のクについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイウ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。はじめに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課の、まずはアです。令和2年度教育委員会及び連合校園長会の日程について、ご説明させていただきます。資料9をご覧ください。

日程については、記載のとおりでございます。

まず教育委員会でございますが、原則月2回開催ということで日程調整をさせていただきました。

来年度は8月18日に、また中学校の教科書採択が予定されていますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、連合校園長会につきましては、それぞれ、役員会、全体会ということですが、教育委員の先生方には、4月14日、10月26日、1月4日、3回ご出席のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。なお、議会日程によりまして、この日程を変更させていただく場合がございますので、ご了承いただければと思います。

まず、令和2年度の教育委員会連合校園長会の日程についての報告は以上でございます。

続きまして、報告事項、庶務課のイでございます。「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての、令和元年11月分について、ご報告させていただきます。資料10をご覧ください。

まず、庶務課取扱分1件でございます。登園・投稿許可証の発行手数料についてでございます。内容でございますが指定の感染症、インフルエンザ等にかかった場合に登園許可証が必要となるが、その発行手数料が高い。その結果、ただの体調不良と偽り登園登校させてしまう親が増え、感染拡大にもなりかねないので、足立区では無料で発行してくれるので、台東区も考え直して欲しいというふうなご要望でございました。

続きまして、児童保育課の取り扱い1件でございます。待乳保育園前の歩道についてでございます。待乳保育園前の歩道は、自転車がスピードを出して通過するというので、待乳保育園の場合は園の門扉が二重ロックになっているので、親御さんが開ける際に両手を使う必要があり、その間に子供から手が離れて、歩道に飛び出して危険であるということで、安全のため歩道にポールを立てるだとか、園の門扉を変えるなどの対策をお願いしたいと。また、障害を抱えているため車で通園しているので、福祉車両優先の駐車スペースがあったほうが良いというご要望でございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。まず上段、スポーツ振興課1件でございます。台東リバーサイドスポーツセンターの器具についてということで、会社単位でご利用されている方からの要望で、跳び箱がかなり古くなってきたので買い替えてほしいということと、新たに鉄棒やトランポリンの導入を検討してほしいというご要望でございます。

続きまして、中央図書館取り扱い3件でございます。まず1点目でございますが。図書館の利用についてですが、子供たちがよく中央図書館を利用しますが、居眠りされる方、異臭がされる方、酒気を帯びる方がおり、なかなか落ちついて読むことができなかつたと。予約制の椅子は中学生からでないと使えないので居場所がないので、安心してみんなが利用できるように改善してほしいというご要望でございます。

続きまして、2点目が、池之端エリアにおける図書館についてです。池之端エリアに図書館がなく不便であるため、図書館の新設を検討してほしい。難しければ、上野区民館で図書館資料の受け取りができるように対応してほしいというご要望でございます。

最後、3点目でございますが、中央図書館職員にということで、電話をしたところ、委託職員、区職員ともに、ちょっと質問に答えられなかったということで、研修などを実施

し、基本的なことの受け答えができるようにしてほしいというご要望でございました。

それぞれ、回答を要するものについては、記載のとおりのご回答をさせていただいたところでございます。

区長への手紙等に係る教育委員会の対応について、令和元年11月分についての説明は以上でございます。

それでは、庶務課の最後です。ウ、令和元年第4回区議会定例会一般質問について、ご報告をさせていただきます。資料11をご覧ください。

令和元年第4回区議会定例会一般質問は、12月3日に行われ、4人の議員から教育長に対して質問がございました。

その中で主なものをご紹介します。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

まず一人目。高森議員からでございます。ICT教育におけるタブレットパソコンの活用とプログラミング教育の取り組みについてで、質問項目が2点ございまして、まず1点目が、令和2年度早期のタブレットパソコンの導入について。2点目がプログラミング教育への対応についてということでございます。

まず質問の要旨でございますが、1点目のICT教育におけるタブレットパソコンの活用については、23区の中で、既に全校で導入し、高い評価を受けているところもあると聞いている。本区では、令和2年度早期の全校導入のために、教育委員会のさらなる努力が必要と考えるが、どうかという質問でございました。

2点目はプログラミング教育への対応として、児童生徒がコンピュータを動かす楽しさを知り、コンピュータへの理解ができるよう準備をする必要があると考えるが、どうかという質問でございました。

教育長答弁でございます。まず1点目のタブレットパソコンの導入につきましては、本区の学校教育におけるタブレット活用の効果については、モデル校の実践を通じて既に確認しているところでございます。実践研究を重ねることで、さまざまな学年や教科で、教員も子供たちも、ごく自然にタブレットを活用するようになっております。一方で、課題といたしまして、普段の教育活動に支障を来さないように配慮していく必要があり、モデル校での成果と課題を踏まえ、学校関係者ととともに十分に時間をかけて検討を重ねており、令和2年度中の導入を目指している。教育委員会としては、新たな学習指導要領が掲げる資質・能力が確実に育まれるよう、全校導入の早期実現に向けて、引き続き努力をしておりますという答弁をさせていただきました。

次に、プログラミング教育への対応についてでございますが、プログラミング教育については、物事に対する論理的思考力を育むことに重点が置かれていると認識をしており、教育委員会としては、プログラミング教育推進校を指定するとともに、プログラミングに関する教員研修を実施しており、推進校においては、既に報告会を開催しているところでございます。また、研修については、あらゆる教科等で子供たちが論理的に考える場面の研究や授

業展開について研さんを深めている。今後も、プログラミング教育が円滑に実施されるよう、教育委員会として研修の場を設定し、各学校の取り組みを支援してまいりますという答弁をさせていただきました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。二人目、青鹿議員でございます。区立小中学校におけるPTA活動の支援についての質問です。

要旨でございますが、PTAは任意の団体であるが、共働き世帯の増加などを背景に、会への加入や役員選出に関する問題が起きており、本区においても、PTAの意義、目的、運営方法等についてのガイドラインの作成など、PTAが円滑に活動できるよう支援すべきと考えるがどうかという質問でございました。

教育長答弁でございます。PTAは、保護者と教職員が協力し、子供たちの健全な成長を図る上で重要な役割を果たしている。一方で、運営については、さまざまなご意見があることも認識をしている。教育委員会としては、研修会を実施して、PTAの組織運営や、広報誌の作成方法等に関する知識を深めていただくなどの支援を行ってまいった。引き続き、他自治体における動向や先進事例を注視しながら、効果的な支援について検討をしてまいりますという答弁をさせていただきました。

続きまして、3人目秋間議員でございます。ジェンダー平等についての、包括的な性教育について、3点ご質問がございました。

まず1点目が、子供の年齢や発達に応じた、適切な性教育の情報とは何か。2点目が、包括的な性教育の必要性についてどのように考えているのか。3点目が、性教育について、学校と教員が主体的にかかわる授業を行うべきであると考えがどうかという質問でございました。

まず1点目の適切な性教育の情報についてですが、昨今の性情報の氾濫が社会的な問題となっていることは認識しており、学校教育において、子供の年齢や発達に応じた情報を提供することは、学習指導要領に定められた内容を学年に応じて指導していくことだと考えている。

次に、包括的な性教育の必要性につきましては、性に関する指導は異性を尊重することや、人権課題「女性」に関する学習など、あらゆる教育活動と連携することにより効果が高まると考えているという答弁でございます。

最後の3点目でございますが、学校と教員が主体的にかかわる授業については、学校園によっては「台東区学びのキャンパスプランニング事業」を活用して、就学前から小中学校へと発達段階に応じた指導スキルをもつ助産師会による「いのちの授業」を選択するなど、性に関する指導内容を広げて、より専門的に詳しく指導をしている。専門家による指導については、東京都教育委員会が実施している医師会と連携した性に関するモデル授業でも、生徒・保護者から高い評価を得ている。教育委員会としては、学校が主体となってカリキュラム編成をし、児童生徒の個人差に応じた効果的な性に関する指導を実施してまいりますという答弁をさせていただきました。

最後、4人目の鈴木純議員でございます。キッズゾーンの整備についてということで、質問の趣旨は、国は保育室等の園児の安全を確保するため、キッズゾーンの設定を推進するよう都道府県に通知をしたと。そこで、本区においても、事故を未然に防ぎ、未就学の子供たちを守るため、キッズゾーンの設置に向けて早期に検討すべきと考えるがどうかという質問でございます。

教育長答弁でございますが、各地で相次ぐ児童を巻き込んだ交通事故の発生を受け、本区では未就学児の移動経路における交通安全の観点による点検を実施し、その対策を行っているところである。都内における具体的な対応については、現在、東京都において、検討が進められていると聞いております。また、全国に先駆けて、キッズゾーンをモデル的に実施している自治体があることも認識をしており、教育委員会としては、引き続き、国や都の動向、先駆的な取り組みの効果などを注視しつつ、キッズゾーン設置の検討を含め、より安全な園外活動を実現するため、児童の安全確保に最善を尽くしてまいりますというご答弁をさせていただきました。

令和元年第4回区議会定例会一般質問についてのご報告は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。今年の日程でございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。「区長への手紙」でございます。

○末廣委員 区長への手紙の上のほうですが、一番上の、いわゆる、インフルエンザ等の登園許可証の発行手数料というのは、現在幾らなのでしょう。

○庶務課長 恐らく、医療機関によって、手数料の設定が違う状況だというふうに聞いております。

○末廣委員 そのお医者さんによって違うということですか。

○庶務課長 恐らく、診療の科目ですとか、そういった、病状だとか、例えば病状が複数に渡っているとか、その状況によっても恐らく違いが出るのかなというふうに思いますし、あとは、各医院の要は病院の経営の関係だとか、そこら辺で手数料等を定めてきているのかなというふうに推測されます。

○高森委員 今の末廣委員のご質問ですけれども、点数がそれぞれ決められていて、この発行手数料が高いかどうかはわかりませんが、確かに負担を強いられているというのは、認識としてはあると思います。これはただ、行政だけで考えずに、やはり医師会と話合わなければいけない部分もあるので。なかなかすぐには答えが出せない部分かなと思います。公立は基本的に必要なのでしょうか。

○児童保育課長 公立園の場合は、治療証明書ではなくて、保護者が、医療機関に行った

上で、保護者が書く、登園届というのを出していただくという運用をしております。

○末廣委員 今度は下のほうなのですが、この歩道が危ないということですけど、よく読んでみると、両手で開けている間に子供がどこかに行かないようにという、まずその教育をちゃんとしたほうがいいと思います。そういうところは結構重要だと思います。感想です。

○児童保育課長 こちらのご意見をいただいた方はお名前が出ている方なので、園での、登園時間など現場の園長が様子を見るというようなことの対応はさせていただいております。確かに自転車の通行は多い状況はあるということで、そこは現場のほうでもいろいろ注意喚起等はしていきたいと考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは次に庶務課のウですね。一般質問でございます。何かご質問等ありますか。

○垣内委員 こちらのICT教育についてなんですけれども、既に全校で導入して高い評価を受けているところがあると、議員さんがおっしゃっているのですけれども、私はネットワーク環境が非常に重要だと思います。スムーズに動かないとか、私たちも視察させていただきましたが、大型テレビでパソコンを操作しようとして固まってしまうことがあって、全校で導入しているということはたくさんPCが一度に動くということだと思うのですが、どういうネットワーク環境になっているのか、ご存じであれば教えていただきたいと思えます。

○教育改革担当課長 議員さんがどこの区を想定しての質問かはわからないのですが、例えば渋谷区は一人1台のタブレットをいわゆるLTE環境の中で使っております。荒川区もほぼ一人1台に近いような環境になっております。学年に応じて配付の台数は違うのですが、相当数の台数を使っています。そちらは、いわゆる無線LAN環境の中でということですが、確かに委員ご指摘のように、いわゆる快適に使えるのが一番いいというところですが、いずれの地区においても、やはり不具合になるときはなるというのがございます。そして、国の出されている通知文でも、このようなニュアンスのことが書かれています。

機械であるので、止まることもある、不具合があることもある、そのときに、教員は授業を止めるのではなく、いわゆるバックアップとして、紙ベースでも授業が展開できるような用意をしながら授業を進めるべきであるというようなことは明確に書かれております。

加えて、今後、国が今考えているのは、society5.0の時代、新たな時代を見据えて、超高速な環境の中で、子供たちの学びをつくっていきましょうということを掲げておりますので、いわゆるその環境、インフラの部分については、超高速な環境に対応できるような動きには、世の中的にはなっていくのかなというふう考えております。

○垣内委員 それは5Gということですか

○教育改革担当課長 国が今やっているのは、無線LANの環境、そして5Gも否定はしてなくて、5Gについても、許容の範囲であるというふうに、今の段階では書かれています。

そして東京都のほうも、5Gに関するいろいろなプロジェクトを今考えているという話も、今聞いていますので、東京都がどういう方向に行くのか、国がどういう方向に行くのか、いずれにせよ、子供たち一人ひとりがタブレットを使って、日常の中で学んでいくという環境に近い将来訪れるであろうということが、昨年12月5日の閣議決定で安倍首相のほうから、令和5年度の目標にということを行っていますので、どの地区も遅かれ早かれ、いずれそういう環境ができ上がってくるのかなというところで、本区も含めて各自治体は今その整備の研究をしている段階でございます。

○垣内委員　ここは、令和2年度中の導入を目指しているというご答弁になっていますが、4月からということで宜しいでしょうか。

○教育改革担当課長　ここで述べているのは、これまで本区が行っていた、3学級に1学級というモデル校の実践を踏まえての全校展開ということで、モデル校の規模間を全校に展開していくというステップの話の答弁でございます。

○垣内委員　じゃあ、3分の1くらいを全学校で導入するということを目指すということですか。

○教育改革担当課長　おっしゃるとおりでございます。

○高森委員　最近プログラミング教育を実践している研究発表等へ伺っているいろいろと勉強になったのですが、このプログラミング教育は、それほどハイスペックな環境がなくても十分できるということを感じました。

というのは、やっている内容は物事に対する論理的思考力を育むことに重点を置かれた教育です。タブレットがなくなっても、パソコンがなくなっても、これまで先生がやっていらっしゃる教育をパソコンを使ってやっているということで、それほどハイスペックではなくても十分できるものです。ネット環境も、5Gがなくても恐らくできると思います。要は中身です。そういった意味では、それほど私は心配していません。

むしろ、授業が中断してしまっただけでは困りますから、中断した場合は代替を、またペーパーでもいいので対応できる体制は整えて欲しいです。機械が動かなくなったことも、私は勉強だと思えますよ。動かなくなったときにどうやって進めようとか、それも先生方にはいろいろ工夫しながら進めていただきたいと思います。

○教育改革担当課長　今、委員がご指摘のとおり、既に学校現場の先生方にお伝えしているのは、デジタルとアナログの効果的な活用です。使うことが手段ではないということです。学習の狙いに迫るために、どの場面で何をを使うかというところはとても大事な視点でございます。

確かに、前回皆さんに見ていただいたモデル校でございますが、あの日はお客様がいらっしゃるということで、いつもと違う授業展開もあったのかなというふうに思います。

つまり、動画を一齐に開き、加えてデジタル教科書も一齐に開いてしまうと、いつもは動くけど止まっちゃったみたいなことが起こってしまいます。その後はそのようなことは報告を受けておりません。ただ、やはり機械ですので、先ほども言ったとおり、国も言っ

ているように、止まることはあると。そのときに授業を止めてはならないと。アナログとか、バックアップを考えながら、授業を進めるという同じことは言っていますので、引き続き私たちが今目指している環境についても計算をしながら配付する台数が快適に動く、そういう環境は目指していきたいというふうに考えています。

○垣内委員 今の件について、タブレットPCを活用することイコール、プログラミング教育ではないというふうに理解しております。だから、プログラミング教育については、プログラムをつくることを通じて、その論理的な思考を育てると。そのために時間もかかるでしょうと。だからハイスペックのハイスピードのものである必要は必ずしもないというのは、よく理解できる場所ですけど、一方で、もうデジタル化は、もう引き返せないところまで来ていて、ものすごく今はハイスペックでハイスピードで世の中の情報があふれていく中、子供たちは育っていく訳ですから、それにそこそこ見合っただけのスペックのPCを使わないと、教育効率は落ちるのではないかというふうに、ちょっと思った次第です。

ですから今はものすごくハイスペックなものがどんどんできていて、非常に容易に使えるようになってきているので、どのレベルのものをどういうネットワークの下で使うと、より教育効果が上がるのかということ、ぜひモデル校ですか、検討されているんだろうと思うので、その成果も踏まえて、プログラミング教育も大事ですし、そのPCを使った、デジタル環境の中で情報をどういうふうに自分たちの学びにつなげていくのかということも、あわせて考えていただければなというふうに思いました。

そういうときに、ハイスペックかそうでないかって、すごくくだいようですけども、教育に効率性だけを求めるわけじゃないですけども、ある程度の効率性は当然必要になって、止まったらいいわけではないわけで、できればスムーズに動画も見れたほうがより効果的なものもあるだろうと思いますので、その環境づくりのほうも注力をしていただきたいなというふうに思ったので、ちょっと意見を述べさせていただきました。

○高森委員 今垣内委員がおっしゃったのは、この①のICT教育のほうですよ。プログラミング教育じゃなくて、いろいろな情報端末として、さまざまな情報を、世の中にあるものを集めて授業に生かしていこうということでしょう。

学校の先生方の1時間、単元のやり方の中で、恐らくいろいろな情報をみんなで調べましょうという授業はなかなかできないと思います。先生方がある程度用意して、その資料をみんなで共通してスクリーンで見るということはあるかもしれませんが、全員で一斉に何かを調べましょうという作業は恐らく、短い時間の中では、恐らくできないと思うのです。それによって、どんな教育的効果があるかって、あまり私は期待できないと思うので、そんなスペックがなくてもICT教育もできると思うのです。スペックを求めてしまうと、どんどん旧式化していきますので、環境は。イタチごっこで追いつかなくなると思います。どうでしょうそのあたりは。

○教育改革担当課長 スペックの切り口からお話をさせていただきますと、国が今回令和

5年度に向けて、児童一人1台というタブレットの各自治体が一括して調達するモデルのスペックを示しております。そのスペックを見たところ、今、私たちがモデル校で検証しているスペックよりも劣る環境です。そこ単純に比較すると、これから私たちが展開を目指しているスペックは高スペックという見方はできます。

ただ、やはりどういう環境で運用していくのかというところを国もいろいろと考えておりますので、例えばクラウドを使うことにより、端末にかける負荷を減らすとか、ただ、それを調達するのに、どう調達すれば各自治体が遅れずに同じような歩調で進められるか。そういうところをいろいろ考えている時期でございます。

本区においては、繰り返しになりますが、モデル校の検証を踏まえて、その成果と課題、そしてその課題が生じたときの解決法も含めて、今週、モデル校の報告会を開いて、学校の先生方にもご説明をしながら令和2年度全校展開に向けて、そして1日1回は子供たちがタブレットを使いながら、プログラミング教育も含みますが、各授業の中で情報活用能力を育成していくという学習指導要領の理念の実現のために先生方に、授業改善も含めてやっていただくというようなところでございます。

○末廣委員 ちょっとわかりにくいかもしれませんが、いわゆるタブレットの同じ画面を全部見るのではなくて、そのテーマに関して、いろいろな情報を与えてやって、その子に一番わかりやすい情報というんですかね。それを与えることができるのが一番理想的だと私は前から思っています。それを使いこなすのは先生が大変だと思うのですけれども、やはり同じ、いわゆるその能力別の授業が、一つの授業の中でできるという、そういうのは将来的には理想的な形であり得るんじゃないかと思っています。

今そこは、いろいろな研究をしているのですが、まだそこまではいかないと思いますが、将来的には、そういうところまでもいけるのではないかというふうに考えています。

○教育改革担当課長 まず、今私たちが目指しているタブレットというのは、国が言っているとおり、タブレットは、鉛筆や消しゴム、文房具と同じ、道具である。つまり、必要などきに必要な場面で使うことが効果的であるというのが国の考え方です。そして一人1台を使って、調べる、まとめるという使い方も授業の中にはあります。

また、グループワークの中で、タブレットを中心にタブレットを見ながら、そこでディスカッションを交わすという活用方法もあります。そして、いわゆるeラーニング的な発想。つまり、ドリル学習。そういう機能も入っておりますので、朝学習のときにドリルを各自進めてつまずいたところで、新たな問題を出してもらえとか、そういうような機能も入っておりますので、その学習の狙いとか活用する場面とか用途によって、モデル校の結果でもそうなんです、いろいろな活用方法を学校の先生方、子供たちはしております。

つまり一斉授業の中で個別の授業が展開するということは、今の日本の義務教育の中ではあまり、まだ想定はしていないというようなことでございます。

○末廣委員 研究というのはモデル校をはじめ、先生方がいろいろな可能性を模索してい

るというか、そういう形で今研究なさっていると思うんですけど、そういう報告は出てこないでしょうか。

○教育改革担当課長 今回、モデル校のミッションが幾つかございまして、五つの視点の中で授業研究、教材開発というところがあります。その中で先生方が、どの授業、どの教科でタブレットが効果的に学びにつながるのかということの研究をいただいております、この1年間で、おおよそ全ての教科、あわせると89の事例をモデル校の先生方がつくってくださいました。そういうところがベースになりながら、実際に、これが全校にもし仮に展開されていくのであれば、各学校もそういう事例をどんどん積み重ねながら区内で共有していろいろな活用とか、いろいろな授業の在り方ということが広がっていくのかなというふうに思っています。

○高森委員 4ページの上段の区立小中学校におけるPTA活動の支援についてという部分ですが、これは区立小中学校だけではなくて、幼稚園も同じような悩みを抱えているところですが、私の個人的な意見で、PTA活動というのをボランティアとして捉えているところになってしまうのだと思います。PTAについては私もこれまでボランティアだと思っていたのですが、これはボランティアではなく、労働だと考えたほうが私はいいのではないかと。

労働については、当然金銭授受のある有償の労働と、こういったPTAの組織のようなものは無償の労働というふうに捉えるべきではないかなと。無償労働は介護だとか育児だとかと同じで、労働としてみなしているということが大事だと思うのです。

実は、ヨーロッパの先進国や北欧の地域では、しっかりとした育児休暇とか介護休暇がとれるという世の中の仕組みができていますけど、それらは彼らにとっては、自分たちがお金で働く有償の労働とは別に、無償の労働も大切な時間として担保しているからだと思うのです。

そうやって考えると、PTAもこれは労働として考えて捉えていかないと、PTAはやれる人がやればいから、忙しいひとはやらなくていいというふうになっちゃいますから、なかなか組織の運営だとか、PTAの会員の確保というのは難しくなって、会員は任意だから、入りたくない人は入らなくていいですよと言われてしまうと、学校行事、例えば卒業式に子供たちに記念品を渡したいけど、それはPTAの予算でやっている、でもPTA会費を払っていない人にはそれをあげられない、ということになってしまいますので、いろいろな支障が出てきます。それはPTAという組織をボランティアとして捉えているところが、もしかしたら根本的な問題なのかなと思うのです。労働であれば、そこに関わることの意義について、社会が認識をもってもらわないといけないと思うのです。私も新聞の切り抜きを幾つか用意してきたのですが、大津市やさいたま市は教育委員会がPTA運営の手引きというものを実際につくっているという事例があります。ただ、これらはボランティアとして考えているからこうになってしまう。これはちょっと考え方を変えないといけないのかなという気がしています。

それからもう一つが、その下の、ジェンダーの平等について、これは非常に私は問題があるかなと思うのですが、ジェンダー教育についての質問要旨のウについて、学校と教員が主体的に関わる授業を行うべきだと考えているというのですが、そもそもジェンダー教育というのは学校と教員だけがやるべきものなのではないのでしょうか。これは非常に疑問に思うのです。家庭を無視している。回答も家庭のことを書いていないのです。家庭では、どうやって子供たちをみていくかということも重要な視点ではないのかなと思うのです。

学校と教員だけでこれをやりなさいというのは、私は酷だと思います。やはり一番子供の身近にいる保護者が自分の子供をどうみていくかということとはとても重要な視点ではないかと思うので、そのこともこれから家庭教育学級とか、家庭における子供たちのみとりの仕方について、アドバイスをするような機会を設けたらどうかと思いますけど、そのあたりはどうなのでしょう。

○指導課長 教育長の答弁では、確かに家庭のことは書いてはいませんが、質問の要旨として、学校と教員が主体的というところを視点でご質問をされてきましたので、もちろん学校も教員が主体となってやるのはもちろんやるのですが、答弁の内容をお読みいただいただけとおわかりになるかと思うんですが、いわゆる専門的な方が入った指導や具体的な事例などというのは、むしろ効果はありますよというようなことをこちらではご答弁させていただいております。

もちろん家庭における子供へのいわゆる教育というのが重要であることは、これはもちろん、間違いないことだと思っています。

○高森委員 わかりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアからウについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 エ

○矢下教育長 次に、学務課のエについて、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項エ、令和元年度学校保健関係表彰について、ご説明をさせていただきます。資料12をご覧ください。

表彰の候補者は、台東区学校保健会の下部組織であります、選考委員会におきまして、基準に基づき選考し、東京都へ推薦しているところがございます。その結果、項番1の文部科学大臣表彰につきましては、東浅草小学校の学校歯科医、久保和彦先生が受賞されました。

表彰式は昨年11月21日に埼玉県さいたま市で開催されました、全国学校保健安全研究大会で行われました。

次に、項番2の東京都功労者表彰につきましては、金曾木小学校の学校薬剤師、福岡芳子先生が受賞されました。

表彰式は、昨年10月1日に、都庁第一本庁舎5階大会議場で行われました。

最後に、項番3の東京都教育委員会表彰につきましては、東泉小学校の歯科校医、岩間隆洋先生、黒門小学校の学校薬剤師、吉田裕子先生、台東育英小学校・育英幼稚園の内科校医、小川淳子先生、蔵前小学校の学校歯科医、山本明彦先生の4名の先生方が受賞されました。

表彰式は2月12日に庁舎において行われる予定でございます。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のエについては、報告どおり了承願います。

3 令和2年2月の行事予定について

○矢下教育長 次に、令和2年2月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、2月の教育委員会の行事予定について、ご報告をさせていただきます、資料の13をご覧ください。

教育委員会定例会でございますが、10日の月曜日と、27日の木曜日、それぞれ2時から予定しております。よろしくお願いたします。

また、2月につきましては、各中学校で立志式が行われます。1日については、上野中、忍岡中学校、あと、下段の浅草中、桜橋中学校の4校、15日土曜日は御徒町台東中で立志式が予定されております。学校によりまして、各教育委員の先生方にご挨拶をお願いしているところでございます。

また、その他の事業につきましても、各教育委員の先生方にご挨拶をお願いしているところでございますので、よろしくお願いたします。

2月の教育委員会の行事予定については、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、令和2年2月の行事予定については、報告どおり了承願います。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、私立幼稚園入園祝金についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

項番1の概要でございます。区では、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に入園された幼児の保護者に対して、入園料補助として所得制限なく5万円を交付しているところでございます。

恐れ入りますが、資料の裏面の下段の表の他区との比較をご覧ください。本年度入園料補助金を交付している20区の補助額の平均は64,250円となっており、本区とは14,250円の開きがございます。また、中段の、その上の表ですね、中段の表にあるように、新制度に移行している私立幼稚園2園は入園料は徴収していないことから、従前は入園祝い金の交付は行っておりませんでした。施設維持費などの支出があり、保護者の負担が大きくなっている状況がございます。

恐れ入りますが、表面のほうにお戻りいただきたいと思っております。このような状況を踏まえまして、来年度入園祝金及び対象の拡充を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

項番2、補助対象でございますが、私立幼稚園に入園された、これは他区への私立幼稚園への入園をされた方も含みます。台東区内に住所を有する児童・幼児の保護者の方でございます。

項番3、充実内容、項番4、実施日、項番5の予算案の額、項番6の今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今、台東区内に住民票のある方で、他区に行った場合でも額は同じだという話でしたけれども、台東区の周辺区というと、荒川・文京・北区とか、墨田区も該当すると思います。例えば、教育委員会の第2ブロックで言えば、荒川・文京・北・台東ですが、裏の表を見ると、かなりばらつきがあるようですね。これには、理由があって、それぞれの額が設定されていると思うのですが。例えば施設の改修を必要とする場合は当然お金もかかりますし、そういった意味では、この中段にある新制度に移行したような園では、プラスアルファ分を、保護者が負担をしなければいけない部分があると思うのですが、台東区に住民票がある人が、周辺区の幼稚園に行くときの、金銭面で負担のばらつきがない

ようにするには、周辺区と足並みをそろえる必要もあるかなと思うのですが、その辺の相談というのではないのでしょうか。

○庶務課長 実際、今委員からお話がありましたとおり、周辺の区外のほうに通園されている方がいらっしゃいます。今年度につきましては、約150名の方。その内、実は一番多いのが、千代田区にある神田寺幼稚園ですが、56名、次が荒川区の道灌山幼稚園が、これは、3歳・4歳・5歳児全部合計の数でございしますが、18名、あと、文京区の文京学園大学の文教幼稚園が11名ということで。

例えば千代田区の場合は、補助を行ってはいないです。文京区・荒川区については、記載の状況でございします。

ここに他区との比較で、例えば大田区11万円なのですが、この状況といたしましては、大田区は区立幼稚園は全て廃園にしております、私立幼稚園のほうで幼稚園を担っているので、そのときに、私立幼稚園の就園に対する入園補助ということで見直しをされたといういきさつもあるように聞いております。各区とも、幼児教育、保育の無償化の開始も受けて、私どもも情報を得ているところでは、やはり数区において、この辺の負担、保護者の負担等も含めて、今逆に無償化になったがゆえに、先ほども説明の中に入れていただきましたが、今までは新制度に移行していない園の方には補助を出さなかったのは、実は新制度に移行すると、月当たりの保育料が施設型給付という補助がある関係で、入園料が、平均でいうと1万円くらい安くなっていたということで、そういう、ある意味少しメリットがあるので入園補助を行っていなかったのですが、昨年10月から、全ての方がほぼ無料になっているので、逆に移行されていない園の方の保護者の方が入園交付金が交付されて、移行している園の方はもらえないというのは、保護者の方にとっては非常に不公平感が増すということで、それは避けなければならない。それは逆に言うと、幼稚園教育の不信につながってしまうということで、このような形で、今回制度の充実を図らせていただいたということがございします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 エ

○矢下教育長 次に、学務課のエについて、学務課長、説明をお願いします。

それでは協議事項エ、区立幼稚園における給食について、ご説明をいたします。資料4をご覧ください。

項番1、目的でございします。区立幼稚園におきましては、現在食育の観点から、家庭で

つくったお弁当を持参しております。しかし、保護者の働き方が多様化していること、家庭での子供の食に対する意識に変化が見られること、また幼児教育・保育無償化による動きがあることなどを踏まえ、給食提供を試行することといたします。

項番2、概要でございます。令和2年度につきましては、弁当業者の搬入による給食を、週1回提供し、その費用の一部を区が補助するものでございます。

実施後は給食の本格導入へ向けた保護者アンケート等により、ニーズの把握を行うとともに、併設小学校給食室での調理による給食提供の実施も含めた課題の整理、検討を行ってまいります。

項番3、実施場所は、区立幼稚園、全10園でございます。

項番4、実施内容といたしまして、開始時期は令和2年4月、回数は週1回でございます。保護者負担につきましては、月額900円でございますが、区民税所得割額216,200円未満及び、小学校3年生以下の第3子については免除となっております。

項番5、予算案でございます。弁当代の補助といたしまして、925万1,000円でございます。

項番6、今後の予定といたしましては、令和2年1月29日に政策会議を行い、2月27日に区民文教委員会へ報告後、4月からの実施といたします。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

○垣内委員 これは、単価は幾らくらいのものでしょうか。また、業者さんが搬入ということで、外部搬入というのは業者さんに頼むということですけど、給食ですから、栄養バランスとか、そういったものはどういうふうにチェックされるのか。

横浜では非常にいろいろな問題が起きたようなのですが、本区でも区立幼稚園のお弁当については、そのあたりも十分に、そういう問題点も踏まえて計画されていると思いますけれども、おいしさとか発達段階に合っているとか、そういったことのクォリティの担保をどうするのかということと、単価について教えてください。

○学務課長 お弁当の単価というところでいきますと、今現在小学校で、例えば給食室の改修によってお弁当を実施すること等もありまして、そのときに、500円を上限に設定しておりましたのでこちらにつきましても500円を上限にということで、保護者負担の差額が出ますので、その分を区が負担をするというところでございます。

そして、質の担保というところでございますが、こちらの実施自体は、園で実施するという形になりますので、園長会のほうで複数の給食業者を呼んで説明を聞いて、その上で、試食等も行って、丁寧に決定していくということで考えております。

○末廣委員 今、幼稚園は10園ありますけれども、一つの業者だけを指定してするのですか。

○学務課長 今考えておりますのが、今回週1回の実施ですので、幼稚園長会のほうと協

議はしますけれども、一つの業者で、この曜日はこの園、この園、という形で。例えば月曜日は2園、火曜日は2園というような形で、1週間通して供給していただくというようなことで考えております。

○末廣委員 それから、将来的に、本格導入というのを、いつごろにやるのか、その予定はありますか。

○学務課長 大きな変更ですので、丁寧にやっていかなきゃいけないというところで、まずは保護者のニーズですとか、あとは学校の給食室の施設環境ですとか、職員の配置ですとか、そういったものもかなり課題は多いと考えておりますので、きちんとそれをクリアできてからということなので、特にいつまでということは考えておりませんが、当然、早目に実施できるようには進めていきたいと考えております。

○垣内委員 今回は外部のお弁当、その後、場合によっては、併設小学校の給食室というような調理による給食ですよね。ちょっとギャップがあるように思うのですが、まず、お弁当以外で、食の提供が望ましいのかどうかというのを今回確認した上で、お弁当、外部弁当方式を続けるか、あるいはこの小学校の給食なのかという選択肢があるように思うんですけど、そこはどのようなふうに分かっているんですか。

○学務課長 現在、お弁当でスタートするというところが、やはり学校給食を提供するということにかなり課題が多かったもので、保護者のニーズとしても、週1回でもいいから負担を減らしてほしいというようなご意見もあったり、あとは、学校としてもいきなり週5回やってしまうと、子供の環境とか保護者の環境が大きく変わってしまうので、まずは週1回でもいいからちょっと試しをして見たいということで、今回、早急に対応できるように、給食の配食という形を選ばせていただいております。

また、最終的な小学校の給食室、給食を提供するというところにおきましても、やはり学校ですとか、幼稚園、あとは保護者の方のニーズですとか課題が本当にクリアできるのか。そういったこともきちんと踏まえていかないといけないと思っていますので、ここの小学校の給食というのがゴールというわけではないかなと思っています。

○高森委員 区立幼稚園、全10園というのは、石浜橋場は学校が併設していないので、当然ここに入っていないのですが、他の園は全部併設しているから給食を導入することができるわけですよね。

そこで一つ聞きたいことがあって、アレルギー対策というのはやはり、非常に重要な部分ではないかと思うのです。小学校の給食ではしっかりアレルギー対策を行っているものだと思いますけれども、幼児期の、アレルギー検査は、保護者は基本的にいつぐらいになさっていますかね。給食導入となると、それはやはりやっていただかないといけないのかなと思うんですけども、そのあたりはどのような様子で行われているのでしょうか。

○学務課長 まず、石浜橋場につきましては、こども園になっておりますので、自園調理でもう既に提供されておりますので、こことはまた別で考えております。

後は、アレルギー対応ですけれども、お弁当の配食も、当然ほかで実施している業者を呼んでいまして、そこでも既にアレルギー対応をできるところで実施しています。当然、複数の業者で選考するときには、アレルギー対応もきちんとできるところという形で選択はしていきます。

ただ、そのアレルギー対応、個々の保護者の方がいつやるかというところではいきますと、こちらのほうから指示してというのはやっておりませんで、後は、このお弁当を望まない方とか、そのアレルギーがわからないとか、そういった検査もしないとかということもありまして、強制的にお弁当をなささいという形にはできないのかなと思っていますので、この園のやり方にもよりますけれども、希望を聞いて、このお弁当の配食をするのか、しないのか。そういったところもこの試行の中では出てくるのかなと考えております。

○高森委員 ちなみに、小学校・中学校の児童や生徒は、家庭や自分でアレルギーがあることを認識しているお子さんもいるでしょうけれども、そういったことを一律にチェックするということは、やはりできないのでしょうか。アレルギー検査のようなことは、いろいろと問題があるのかな。難しいのかな。でも、命に関わりますからね。

○学務課長 学校のほうからチェックしてくださいという形は現在もしていない状況ですが、給食を提供するということで、保護者の方に何か対応するべきものがあるのかどうかという聞き取りは行っております。

○高森委員 保健所などでは、乳幼児健診がありますけどね。そういったことにアレルギー検査も入れられると本当はいいのでしょうけれども、アレルギーは経年で変わってくるのですよね。年を取るにつれて、小さいころはなかったのが、3歳・4歳で出てきたりしますから。なかなか危ないような気もします。特に、乳幼児期は、小学校以上に、やはり気をつけなきゃいけないので、その辺を今後どうするか、またお考えいただきたいなと思います。特に家庭との連携は大事にしないと、家庭でも気づかないことがあると思いますから、お願いします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 指導課 オカキ

○矢下教育長 次に、指導課のオからキまで、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それではまず、幼稚園教職員の出退勤管理について、ご説明いたします。
資料は5でございます。

項番1、目的ですが、労働安全衛生規則の改正により、客観的な方法による労働時間の

把握と、長時間労働者への通知のため、システム化により、出退勤管理を行うものでございます。

項番2、対象ですが、区立幼稚園と、石浜橋場こども園に勤務する教職員と、会計年度任用職員になります。

項番3、システムの概要のですがけれども、既に区の職員が使用している人事管理システムの一部を、幼稚園教職員向けに改修して導入いたします。

具体的には、タイムレコーダーを設置して、出退勤時刻を記録し、休暇や出張なども電子申請、電子決裁によりデータ化し、労働時間を把握すると同時に、出勤簿も電子化して、事務の効率化を図ってまいります。

予算額（案）は1,679万3,000円で、内訳は記載のとおりとなっております。

今後のスケジュールですが、第1回定例会区民文教委員会に報告し、令和2年9月から本稼働を予定しております。

続きまして、国際理解重点教育の実施について、ご説明いたします。資料は次の6となります。

本事業につきましては、今までデンマークへの派遣事業等がございましたが、この後ご説明申し上げますTGGでミニ留学、English Summer Schoolの二つの事業を新規に実施するものでございます。

目的ですが、本事業は子供たちに体験型プログラムを通じて、英語活用の意識を高めることにより、グローバル人材を育成するということを目的としております。

現状でございますが、資料に記載のとおり、学校の教室内だけでは、英語だけで会話をするという体験が不足していたり、意欲はあるのにデンマーク派遣の選考に漏れてしまう生徒がいる等、英会話能力の技量の向上には課題がある状況でございます。

そこで、項番3、事業概要についてですが、まず、TGGでミニ留学につきましては、小学校が学期中の選択した半日間で、都の施設Tokyo Global Gatewayで、6年生を対象に実施いたします。体制・内容につきましては、各学校ごとにTokyo Global Gatewayで準備されている、多くのエリアやプログラムから二つを選択し、8人程度の児童に外国人一人が付き添い、英語を使ってさまざまな場面を想定した英会話体験を実施いたします。

続いて、English Summer Schoolにつきましては、中学校が夏季休業期間の連続した2日間で、2年生の希望者約30名を対象に実施いたします。

体制・内容につきましては、生徒5～6人に対し、ALT一人がつき、英語を使用するさまざまな場面を想定した英語漬けのプログラムを実施いたします。概ね9時から午後3時まで、お昼ご飯のときも、あるいは生徒同士、日本人同士も日本語使用を禁止とした時間として、英語漬けにまいります。

裏面に参りまして、項番4、予算額（案）につきましては、合計で1,057万8,000円で、それぞれの事業の予算額（案）は、資料に記載のとおりでございます。

なお、English Summer Schoolにつきましては参加者から使用代として、一人500円を徴

取いたしますので、参加費10万5,000円を歳入予定としております。

項番5、今後のスケジュールですが、第1回定例会、区民文教委員会に報告し、令和2年度より実施してまいります。

3点目として、区立中学校における部活動指導員の配置について、ご説明申し上げます。資料は7でございます。

まず、部活動指導員という職についてですが、資料の上のほう、四角で囲んだ箇所に小さい字ですが、補足の説明を記載していますとおり、従来の「部活動指導補助員」いわゆる外部指導員とは、あくまでも顧問教員の補助として、指示に従って技術指導などを行っていたのに対し、今回の事業であります部活動指導員は、顧問として、一人の教員と同様に部活動指導を行うことができ、例えば練習計画の作成や指導、顧問会への参加、大会への引率、保護者会の開催など、担当する部活動に関わる業務や指導を行うことができるという人材でございます。

目的ですが、部活動指導員を区立中学校へ配置することで、教員の負担を軽減し、業務時間の短縮を図るとともに、専門的知識を有する指導者を配置することにより、生徒及び保護者の要望に応えることとございます。

これは、働き方改革の一環であるという点も大きな特徴でございます。

項番2の事業概要ですが、身分は会計年度任用職員、配置は1校1名を予定しております。勤務時間は台東区の部活動ガイドラインに基づいて、平日は1日3時間以内、休日・休業日は4時間以内、年間で45週、報酬は1時間当たり2,500円とし、交通費は別途支給いたします。

予算額（案）ですが、歳出は2,070万6,000円で、東京都教育委員会より、補助金として、856万8,000円が歳入予定でございます。今後のスケジュールですが、同じく第1回定例会、区民文教委員会の報告し、令和2年度より実施してまいります。

以上、3点につきまして、ご説明いたしました。いずれもご協議の上、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは指導課のオについて、ご質問はございますでしょうか。幼稚園教職員の出退勤管理についてでございます。

○高森委員 小中学校はもう導入されているのですよね、たしか。

○指導課長 現在、小中学校は、まだ自己申告でエクセルに入力するだけとなっておりますけど、校務支援システムを活用しまして、新たに電子申請、電子決裁のシステムが開発されたということですので、そちらの導入に向けて、できるだけ早期に実現していきたいと思っております。

○高森委員 率直にどちらのシステムのほうがあっているのでしょうか。

○庶務課長 区立幼稚園は区職員なので、このシステムが合っているのですが、小中学校は、教育職員等の職員ということで、校務支援システムを活用したほうが良いというものでございます。

○高森委員 よくわかりました。

○垣内委員 今はどういうふうな出退勤管理になっているのでしょうか。

○指導課長 まずは、公簿である出勤簿に押韻するということと、先ほどもご説明しましたが、いわゆる在園時間を、労働管理を図るためには、登園した、いわゆる出勤した時刻を入力、それから退勤した時刻を入力して、それで、在校園時間をこちらで集計しております。

○垣内委員 それは、個人が入力する。

○指導課長 一人一人の教職員が入力しております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、指導課の力について、ご質問はございませんか。国際理解重点教育の実施。

○垣内委員 この、どちらも結構なことかと思えますけれども、English Summer Schoolのほうは、若干の自己負担分があるということですよ、各学校約30人という枠があるんですけれども、これは希望者は大体全員は入れそうな数字として仕組んだのかどうか。若干競争倍率が上がって、要するに、少し多くの学生さんが参加したいと言った場合、どうされるのか。

それからこの資料代500円というのは、一般的に考えるとリーズナブルな価格だと思うのですが、本区の場合、要保護というんですか、準要保護というんですか、その世帯の方も多いと聞いておりますので、このあたり、どういう負担感なのかという2点について、お尋ねしたいと思います。

○指導課長 本プログラムにつきましては、区内の中学校が魅力ある教育活動として、先行で実施している事例がございます。その事例から考えてみまして、30名というのが、概ねほぼ全員が参加できる状況かなというところがあります。

ただ、その学校は2年間ほどやっているんですが、ちょっと多くなったため、上級学年を優先したということもあるので、若干選考も入る場合もあるかもしれませんが、やはり5~6人に対して、ALTが一人という教育効果を考えたとき、このくらいの人数がいいかなということで、この人数で設定しております。

ただし、約30名となっておりますので、例えば学校によって、その人数を超えていて、これでも何とか行けるだろうという場合には、それで実施していくのではないかと考えております。

続きまして、私費負担についてですが、全生徒対象というわけではないので、どうしてもやはり受益者負担というのは求めなければいけないだろうという考えの中、それでも、やはりできるだけ額を低くおさめていくとなりますと、500円くらいかなということで、歳入の予定としております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 最後に、指導課のキについて、ご質問はございませんか。部活動指導員の配置でございます。

○高森委員 部活動指導員の配置は、本年度の予定では、1校1名を基本とするということですが、種目というのは、例えば、柔道部の顧問や指導員をしたいけれども、柔道の知識や経験がない人が張りつけられたらやはり困るわけで、そうなる则该指導員の専門的な分野という部分がとても重要になると思うのですが、そのあたりはどうやって配置を決めていくのでしょうか。

○指導課長 学校のニーズというのは、学校によって当然異なってきます。また、年度が変わると教員の異動によって、その必要な部が変わるということもあります。

指導課といたしましては、学校が必要とする、やはり、部に必要な人材が配置されるということを基に、基本的には公募により、選考でということになりますけれども、学校のニーズというのは、十分に把握した上で配置をして行きたいと思っております。

○高森委員 そうすると、学校の人事が決まるのが、厳密にいうと4月1日ですので、それから探すということになるのですか。

○指導課長 入ってくる教員が全てわかるのは、たしかに発表できるのは、4月1日ということですが、当然この教員は、今年度いっぱい転出するだろうというのは、既にわかっている状況でございますので、一定のこの部活動に専門的な人材が欲しいということは学校は把握しております。

○高森委員 もう一つ質問したいのが、この囲みの中に、アスタリスクの印の「例」の部分に、「大会への生徒の引率」と書いてありますが、これは、この部活動指導員が、大会へ生徒を引率した場合、学校の教員は引率あるいは、同伴しなくともよいということなのではないでしょうか。

○指導課長 おっしゃるとおりで、まさにその部活動指導員が、その部の顧問となりますので、もう、一人の顧問として全ての部活動指導を運営してまいります。

○高森委員 なるほど、責任重大になりますね。

○末廣委員 学校によっては、部活が非常にさかんなところ、あると思いますが、1校一人じゃ足りない。例えば、どうしても必要だとか、そういう要望が出たときには、それなりに対応するのでしょうか。

○指導課長 予算額は決まっておりますので、湧き出るようにつけるということは出来るものではございません。ただし、運用として、月曜日と木曜日はバドミントンの部活動指導員として一人を配置して、火曜日と金曜日はバスケットボールの部活動指導員としてもうひとりを配置し、ということはいわゆる雇用形態をちゃんと厳密にしていけば、できないことではないというところはあります。

ただし、大会等が重なってくる場合には、そこは学校のほうとしても配慮しなければいけないというところがあると思っております。

○末廣委員 なるべく学校の要望に応えられるようなかたちになるといいですね。この制度をもっと将来的に発展させていくのが必要じゃないかなと感じました。

○指導課長 これによりまして、部活動指導が充実していくというのは、もちろん狙いの一つとしてはありますけれども、1年間かけまして、中学校の教員の在校園時間がこれにより、例えば、たしかに減ったであるとか、そういうような実績があるようでしたらば、拡充する形を考えております。また、拡充するときも、全校一律なのか、あるいは学校の規模に応じてなのか。その点は指導課としても研究していきたいと思っております。

○高森委員 年齢というのは、どういうふうに設定されているのでしょうか。定年というものはあるのでしょうか。

○指導課長 原則として、この会計年度になりまして、年齢での制限というのはなくなっております。ただし、それぞれの事業において、要綱というものは定めていきますので、そこで年齢制限をつけるのかどうか。あるいは年齢の制限をつける必要があるのかどうかというところから、そもそも考えなければいけないかなと考えております。

○垣内委員 1時間の時給が2,500円ということで、責務が重い割には控えめな金額かと思えますけど、これで然るべき方々はちゃんと任用できるのでしょうか。その見込みを。しかも東京なので。

○指導課長 ご指摘のとおり、確かに、1時間2,500円そのほかの従来の、現在の非常勤職員と比較してというように考えると、委員ご指摘のところはあるかと思えます。

ただし、この歳入の都の補助金がこのようにお示しさせていただいておりますけれども、そもそも国のほうの出している単価が1時間1,600円という額でございます。なので、それに上乘せをして、ほかの、また特別区の額を見ていったときに、2,500円という区が複数あるというところで、その額で設定しております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のオからキについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時35分 閉会

